

市・県民税申告と確定申告の準備はお早めに

国税務課 市民税係

☎773・6668

申告期間

2月16日(木)～3月15日(水)

所得税の確定申告書は自分で作成しましょう

確定申告は、1月1日～12月31日の1年間に生じたすべての所得金額と、それに対する所得税を計算して、自発的に申告する制度です。

確定申告書の3つの作成方法

手書き用の確定申告書

1月下旬から、税務課、大和・塩沢市民センターに用意します。

e-Tax (国税電子申告)

2つの方式でパソコン・スマートフォンから電子申告ができます。添付書類の省略や還付手続きが早いなどの利点があります。

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダライタ(対応機種)のスマートフォン(可)を用いて申告

②ID・パスワード方式

事前に税務署で発行したe-TaxのID・パスワードを入力して申告(マイナンバーカードは不要)

国税庁ウェブサイト

インターネットに接続があるパソコン

コンとプリンターがあれば、「確定申告書等作成コーナー」を検索し、手順に従って確定申告書を作成・印刷できます。(1月上旬から)

ウェブサイトで作成の利点

- ・e-Taxと違い、ICカードリーダライタやマイナンバーカード、ID・パスワードが不要
- ・手順に従い入力すると、所得金額や税額が自動計算されるため、入力漏れやミスを防げる
- ・収支内訳書や決算書の作成も可能
- ・申告相談会場に行く必要がない

確定申告書の提出方法

作成した確定申告書と所得控除資料、収支内訳書、マイナンバーを証明する書類と身元確認書類(運転免許証など)の写しなど各種必要書類を封筒に入れ、ご提出ください。

提出場所

小千谷税務署(郵送可)、税務課、大和・塩沢市民センター、市民会館 多目的ホール(市の申告相談会場)

※還付申告のみ、小千谷税務署で1月から受け付けます

市・県民税申告書

市報2月1日号と同時に全戸配布するほか、税務課と大和・塩沢市民センターに用意します。

収支内訳書などの書き方相談

農業・営業・不動産所得の収支内訳書、医療費控除の明細書の書き方、

減価償却費の計算などの相談に応じます。

受付

税務課、大和・塩沢市民センター

☎1月18日(水)～2月15日(水)

※土・日曜日、祝日は除く

市・県民税申告と確定申告の申告相談会

市・県民税申告書や、確定申告書の作成が難しい人を対象に、申告会場を設けます。必要書類を完成させて持参するとスムーズです。

注意事項

- ・マスクの着用と体温測定、アルコール消毒にご協力ください。体調不良の時は来場をお控えください。
- ・入場人数の制限や早めに受け付けを終了する場合があります。(金曜日と休日相談日は、受け付けしただすべての人の相談に応じます)
- ・新型コロナウイルスの影響により、開催状況が急に変更となる場合があります。
- ・自宅での作成や電子申告が可能な人は、なるべく来場をお控えください。

日(日) 午前9時～11時

市の申告相談会場でe-Taxを推進します

確定申告は、申告者自身による作成・届出が基本です。国税庁は、操作が簡単で計算違いの無い、e-Taxの利用を勧めています。市の申告会場では、国税庁e-Taxコーナーを設けます。

申告に必要な書類を事前に用意して持参すると、申告会場の端末から自分でe-Tax(国税電子申告)の①マイナンバーカード方式②ID・パスワード方式での申告や、国税庁ウェブサイトを活用した確定申告書の作成ができます。

※入力を補助する職員を配置します。ぜひご利用ください

間違いの多い事例

- ・年末調整時に扶養を申告し、源泉徴収票にその記載があっても確定申告書に未記入の場合は、扶養が取り消されます。確定申告書にも扶養をご記入ください。(年末調整後、市・県民税申告を行う場合も同様)
- ・被扶養者は、1人の扶養にしきれません。家族間で重複がないように申告してください。

会 市民会館1階多目的ホール

☎2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日曜日、祝日は除く

受付時間

午前9時～11時、午後1時～4時

休日相談日時

2月19日(日)、3月5日(日)